

職員の懲戒処分について（令和2年4月20日教育委員会議定例会）（議案第2号関係）

No.	No. 1
処分年月日	令和2年4月20日
処分の種類	戒告
処分の理由	交差点安全進行義務違反（重傷事故） （概要） 被処分者は、平成31年2月28日（木）午後8時25分頃、普通乗用自動車を運転し、盛岡市北飯岡一丁目11番16号付近の信号機のない丁字路交差点を右折進行する際、同交差点を横断中の歩行者に自車前部を衝突させ、相手方に加療約2か月間を要する骨折等の傷害を負わせた。
事件発生日 年 月 日	平成31年2月28日（木）
被処分者の 年 齢	—
被処分者の 性 別	女性
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	事務職
備 考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)